

平成26年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、長生郡市広域市町村圏組合水道事業において「資金不足比率」を算定したので、下記のとおり報告いたします。

1 目的

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表するため。

2 資金不足比率の算定（平成26年度決算）

【算定方法】① 資金の不足額 ÷ ② 事業規模 = ③ 資金不足比率

① 資金の不足額

(単位:千円)

A=a+b	流動資産の算定額		B=c+d+e	流動負債の算定額			算入 地方債 C	資金不足額 又は 資金剰余金 D=A-(B+C)
	流動資産 a	貸倒 引当金 b		流動負債 c	控除 企業債等 d	控除 引当金等 e		
2,280,708	2,275,828	4,880	323,813	981,118	624,429	32,876	0	1,956,895

※流動資産「A」が、流動負債「B」を上回ることから、資金不足額は生じていません。

② 事業規模

(単位:千円)

営業収益 E	受託工事収益 F	事業規模 G=E-F
3,974,338	31,879	3,942,459

※営業収益には、「給水申込納付金」を含みます。

③ 資金不足比率

資金不足比率 H=D÷G	(参考) 経営健全化基準	備考
—	20.0 %	

※資金不足額が生じていないため、資金不足比率は「—」としています。

3 資金不足比率の算定結果

資金不足額が生じていないため、資金不足比率の該当はありませんでした。